

鹿 児 島 県 公 報

平成29年11月10日（金）第3365号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 救急病院等の認定の取消し（地域医療整備課取扱い） 1
- 救急病院等の認定（地域医療整備課取扱い） 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（3件）（障害福祉課取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（4件）（障害福祉課取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（2件）（障害福祉課取扱い） 4
- 漁船保険付保義務発生（水産振興課取扱い） 4
- 公共測量の実施（監理課取扱い） 4
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（鹿児島地域振興局取扱い） 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業者の指定（鹿児島地域振興局取扱い） 5
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（2件）（南薩地域振興局取扱い） 5
（大島支庁取扱い） 5

公 告

- 大規模小売店舗の廃止の届出に関する公告（商工政策課取扱い） 5

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正（※）（選挙管理委員会取扱い） 6

告 示

鹿児島県告示第1071号

次の病院は、救急病院を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院でなくなった。

平成29年11月10日

鹿児島県知事 三反園訓

病 院 の 名 称	所 在 地
国分生協病院	霧島市国分中央三丁目22-18

鹿児島県告示第1072号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成29年11月10日

鹿児島県知事 三反園訓

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
国分生協病院	霧島市国分中央三丁目38番14号

- 2 認定の有効期限
平成32年10月31日

鹿児島県告示第1073号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成29年11月10日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		辞退年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
J R九州ドラッグイレブン薬 局伊集院店	日置市伊集院町猪鹿倉98番地	平成29年 7月19日	精神通院医療

鹿児島県告示第1074号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成29年11月10日

鹿児島県知事 三反園訓

指定訪問看護事業者，指定居 宅サービス事業者又は指定介 護予防サービス事業者		事 業 所		辞退年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
株式会社香里	出水市武本 13683番地3	@（あっと） 訪問看護ステ ーション薩摩 川内	薩摩川内市中 郷町4620番地 1バーディー 102号	平成29年 10月31日	育成医療・更 生医療

鹿児島県告示第1075号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成29年11月10日

鹿児島県知事 三反園訓

指定訪問看護事業者，指定居 宅サービス事業者又は指定介 護予防サービス事業者		事 業 所		辞退年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
株式会社香里	出水市武本 13683番地3	@（あっと） 訪問看護ステ ーション薩摩 川内	薩摩川内市中 郷町4620番地 1バーディー 102号	平成29年 10月31日	精神通院医療

鹿児島県告示第1076号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成29年11月10日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		

ひまわり薬局	出水市上知識町854番地	平成29年 11月1日	育成医療・更 生医療
--------	--------------	----------------	---------------

鹿児島県告示第1077号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成29年11月10日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
イルカ調剤薬局石谷店	鹿児島市石谷町2100番地18	平成29年 11月1日	精神通院医療
クスノキ薬局むけ店	霧島市国分向花131-3	平成29年 11月1日	精神通院医療
かぐや姫薬局	薩摩郡さつま町轟町39番10	平成29年 11月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第1078号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成29年11月10日

鹿児島県知事 三反園訓

指定訪問看護事業者，指定居 宅サービス事業者又は指定介 護予防サービス事業者		事 業 所		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
株式会社優心	鹿屋市大浦町 14028-4	株式会社優心 訪問看護ステ ーション優心	鹿屋市大浦町 14028-4	平成29年 11月1日	育成医療・更 生医療
株式会社メデ ィナイン	薩摩川内市中 郷町4620番地 1	@（あっと） 訪問看護ステ ーション薩摩 川内	薩摩川内市中 郷町4620番地 1 バーディー 102号	平成29年 11月1日	育成医療・更 生医療

鹿児島県告示第1079号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成29年11月10日

鹿児島県知事 三反園訓

指定訪問看護事業者，指定居 宅サービス事業者又は指定介 護予防サービス事業者		事 業 所		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
医療法人有隣 会	鹿児島市下伊 敷二丁目4番 15号	訪問看護ステ ーション優つ ばめ	鹿児島市下伊 敷一丁目31番 1号	平成29年 11月1日	精神通院医療
株式会社優心	鹿屋市大浦町 14028-4	訪問看護ステ ーション優心	鹿屋市大浦町 14028-4	平成29年 11月1日	精神通院医療

株式会社メデ ィナイン	薩摩川内市中 郷町4620番地 1	@（あつと） 訪問看護ステ ーション薩摩 川内	薩摩川内市中 郷町4620番地 1バーディー 102号	平成29年 11月1日	精神通院医療
----------------	-------------------------	----------------------------------	--------------------------------------	----------------	--------

鹿児島県告示第1080号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成29年11月10日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
ばんせい薬局	南さつま市加世田唐仁原6026 番地	平成29年 11月1日	育成医療・更 生医療

鹿児島県告示第1081号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成29年11月10日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
かりん薬局	霧島市国分広瀬一丁目12番21 号	平成29年 11月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第1082号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、笠沙加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成29年11月10日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第1083号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鹿児島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年11月10日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（鹿児島市デジタル地図の更新）
- 2 作業の期間 平成29年11月13日から平成31年1月31日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市全域

鹿児島地域振興局告示第26号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成29年11月10日

鹿児島地域振興局長 本田勝規

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 児 通 所 支 援 の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
きつずもーる はあとりに	鹿児島市玉里団 地三丁目27番6	株式会社はあと りに	鹿児島市城山一 丁目50番3号	足利 美佳	平成29年 9月1日	児童発達 支援・放

	号					課後等デ イサービ ス
--	---	--	--	--	--	-------------------

鹿児島地域振興局告示第27号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、次のとおり指定一般相談支援事業者として指定した。

平成29年11月10日

鹿児島地域振興局長 本田勝規

事業所		申請者			指定年月日	地域相談支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
相談支援事業所 アイランド	日置市伊集院町 妙円寺三丁目 2240番地8	一般社団法人福 City	日置市伊集院町 妙円寺三丁目 2240番地8	勝田 久子	平成29年 11月1日	地域移行 支援・地 域定着支 援

南薩地域振興局告示第10号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成29年11月10日

南薩地域振興局長 森山健二

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
こども発達支援 センターいるか	枕崎市西本町12 番地	一般社団法人は やぶさ福祉会	枕崎市高見町27 番地	上釜 光輝	平成29年 8月1日	児童発達 支援・放 課後等デ イサービ ス
まくらぎきども 発達支援セン ター すまいる	枕崎市板敷西町 106番地2	社会福祉法人富 士福祉会	枕崎市板敷西町 321番地	岩下 修一	平成29年 8月30日	児童発達 支援・保 育所等訪 問支援

大島支庁告示第20号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成29年11月10日

大島支庁長 鎮寺裕人

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
運動療育で生き る力を育むシエ ル名瀬教室	奄美市名瀬末広 町14番地1安田 NMビル101	株式会社IDS E	東京都日野市西 平山二丁目11番 地の20	田中 健	平成29年 10月1日	児童発達 支援

公 告

大規模小売店舗の廃止の届出に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。

平成29年11月10日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレッシュフィールドなりざわ脇田店
鹿児島市宇宿三丁目1番1号
- 2 届出者の名称及び住所
株式会社カワイ
鹿児島市宇宿三丁目1番1号
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
1,280平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
平成29年12月8日

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第48号

平成24年2月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第1号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成29年11月10日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

1の表294の項中「鹿児島市宇宿町2460番地」を「鹿児島市宇宿七丁目26番1号」に改める。